

令和3年5月7日

保護者 様

流山市立新川小学校
校長 長谷川 伸一

水泳学習中止について

薫風の候、保護者の皆様には日頃から本校の教育活動に対しまして、ご支援・ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本年度の水泳学習について文部科学省より令和3年4月9日付けで「学校の水泳授業における感染症対策について」が発出され、「児童生徒の健康と安全を第一に考えて、地域の感染状況を踏まえ、密集・密接の場面を避けるなど、下記の事項を十分に踏まえた対策を講じた上で、水泳授業の実施について検討してください。」とのことでした。

その「下記の事項」は、以下にお示しした文言があり、これまで学校が水泳指導で中心に指導してきた方策（手をつなぐ、体を支える）が不可能であったり、児童の発達段階を考慮すれば不可能なこと（不必要な会話や発声を行わない）も要求されており、残念ながら本年度の水泳指導は中止とし、学習指導要領「体育編」で求められている水泳指導の心得のみを指導することとします。

「下記の事項」の一部を掲載

3. 授業中、児童生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導するとともに、プール内で密集しないよう、プールに一斉に大人数の児童生徒が入らないようにすること。プール内だけでなくプールサイドでも児童生徒の間隔は2m以上を保つことができるようにすること。
4. 授業中、手をつないだり、体を支えたりするなど、児童生徒が密接する活動は避けること。例えば、バディシステムについても、児童生徒によるプールサイドでの人数確認は、事故防止の上で重要であるが、複数の児童生徒が組になる形態であるので、感染リスクに十分注意して運用すること。
5. 更衣室については、児童生徒の身体的距離を確保することが困難である場合は、一斉に利用させず少人数の利用にとどめること。更衣室利用中は、不必要な会話や発声を行わないよう児童生徒に指導すること。水泳の授業中はマスクを外すことになるので、マスクの適切な取扱いについて指導するとともに、更衣室利用の前後に手洗いを徹底すること。また、更衣室のドアノブやスイッチ、ロッカーなど児童生徒が手を触れる箇所は、適宜消毒を行うこと。
7. 水泳授業を実施する際には、以上の感染症対策について学校内で共有するとともに、児童生徒や保護者の理解を図ること。

尚、この判断は令和3年5月7日現在のものであり、次年度以降はその都度水泳学習実施について見直しを図って参ります。

